

社員総会運営規則

第1条（目的）

この規則は、特定非営利活動法人レックス体操クラブ（以下「本クラブ」という。）の定款第5章（総会）及び関連条項の規定に基づき、社員総会（以下「総会」という。）の運営に関する事項を定め、もって総会の円滑かつ適正な運営を図ることを目的とする。

第2条（適用範囲）

本クラブの総会の運営に関しては、法令及び定款に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

第3条（用語の定義）

この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 社員とは、定款第6条に定める正会員をいう。
- (2) 書面表決とは定款第29条第2項に基づき、総会に出席しないで、書面をもって議決権を行使することをいう。
- (3) 電磁的方法による表決とは、定款第29条第2項に基づき、総会に出席しないで、電子メール等の電磁的記録媒体を用いて議決権を行使することをいう。
- (4) 表決委任とは、定款第29条第2項に基づき、総会に出席しないで、他の正会員を代理人として議決権を行使することをいう。
- (5) オンライン会議システムとは、インターネット等を通じて、映像及び音声の送受信により、遠隔地にいる者が相互に意思疎通を行うことができるシステムをいう。

第4条（総会の種類）

本クラブの総会は、定款第21条に基づき、通常総会及び臨時総会の2種とする。

- 2 通常総会は、定款第24条第1項に基づき、毎事業年度1回開催する。
- 3 臨時総会は、定款第24条第2項各号の一に該当する場合に開催する。

第5条（招集権者）

総会は、定款第24条第2項第3号（監事による招集）の場合を除き、定款第25条第1項に基づき、理事長が招集する。

- 2 理事長は、定款第24条第2項第1号（理事会の請求）及び第2号（正会員総数の3分の1以上の請求）の規定による請求があったときは、定款第25条第2項に基づき、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、定款第15条第2項に基づき副

理事長がその職務を代行し、総会を招集する。

第6条（招集決定事項）

理事長は、総会を招集するには、理事会の決議を経て、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所（オンライン会議システムを利用する場合はその旨を含む）
- (2) 総会の目的である事項
- (3) その他理事会が必要と認める事項

第7条（招集通知）

総会の招集は、定款第25条第3項に基づき、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも会日の5日前までに社員に通知しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、社員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく総会を開催することができる。

第8条（開催場所）

総会は、主たる事務所の所在地、又は、理事会で定めた場所で開催する。

- 2 理事会は、必要と認める場合、オンライン会議システムを利用して総会を開催又は参加することを認めることができる。
- 3 オンライン会議システムを利用する場合の具体的な運用ルール（使用ツール、本人確認方法、通信障害時の対応、議決権の行使方法など）については、別途理事会で定める。

第9条（構成員）

総会は、定款第22条に基づき、正会員をもって構成する。

第10条（議長）

総会の議長は、定款第26条に基づき、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

- 2 議長は、総会の秩序を維持し、議事を整理し、総会の運営を行う。
- 3 議長は、その発言を制止し、又は退場を命ずる等、議場の秩序を維持するために必要な措置をとることができる。

第11条（議決権）

各正会員の表決権は、定款第29条第1項に基づき、平等なるものとする。

第12条（議決権の代理行使）

やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、定款第29条第2項に基づき、あらかじめ通知された事項について、他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証する書面（委任状）をあらかじめ本クラブに提出しなければならない。
- 3 代理権の授与は、総会ごとに行わなければならない。

第13条（書面表決及び電磁的方法による表決）

やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、定款第29条第2項に基づき、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

- 2 書面表決又は電磁的方法による表決を行う社員は、定められた期日までに、その意思を表示した書面又は電磁的記録を本クラブに到達させなければならない。

第14条（出席みなし）

定款第29条第3項に基づき、前条の規定により表決した正会員は、定足数（定款第27条）、議決（定款第28条第2項）、議事録（定款第30条第1項第2号）及び定款変更（定款第51条）の適用については、総会に出席したものとみなす。

第15条（オンライン会議システムによる参加）

社員は、オンライン会議システムを利用して総会に参加し、議決権を行使することができる。

- 2 オンライン会議システムにより総会に参加する社員は、出席者とみなす。

第16条（議決への不参加）

総会の議決について、定款第29条第4項に基づき、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

第17条（定足数）

総会は、定款第27条に基づき、正会員総数の2分の1以上の出席（第14条及び第15条第2項の規定により出席とみなされる者を含む）がなければ開会することができない。

第18条（議決事項）

総会における議決事項は、定款第28条第1項に基づき、第7条第1項の規定によつ

てあらかじめ通知した事項とする。

第19条（議案の説明、質疑及び動議）

- 議案は、提案者又は理事長が指名した者から説明を行うものとする。
- 2 社員は、議長の許可を得て、議案について質疑し、意見を述べることができる。
 - 3 社員は、議長の許可を得て、動議を提出することができる。ただし、動議は、本規則又は定款の規定に反しないものでなければならない。

第20条（議決）

- 総会の議事は、定款第28条第2項に基づき、この定款に規定するもののほか、出席した正会員（第14条及び第15条第2項の規定により出席とみなされる者を含む）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 2 議長は、採決にあたり、議案に対する賛否の数を集計し、その結果を宣言する。
 - 3 採決の方法は、原則として挙手又は拍手による。ただし、議長が必要と認めたとき、又は出席した社員の5分の1以上の要求があったときは、投票その他の方法によることができる。

第21条（議長の議決権）

議長は、社員として総会の議決に加わることができる。

第22条（みなし決議）

定款第28条第3項に基づき、理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。この場合、総会の開催を要しない。

第23条（議事録の作成）

総会の議事については、定款第30条第1項に基づき、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所（オンライン会議システムにより開催された場合はその方法を含む）
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者、電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

第24条（議事録の署名等）

議事録には、定款第30条第2項に基づき、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第25条（みなし決議の場合の議事録）

第22条の規定により総会の決議があったものとみなされた場合においては、定款第30条第3項に基づき、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第26条（議事録の備置き及び閲覧）

議事録は、総会の日から10年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

- 2 社員及び債権者は、本クラブの業務時間内はいつでも、議事録の閲覧又は謄写の請求をすることができる。

第27条（規則の変更）

この規則を変更しようとするときは、理事会及び総会の議決（定款第28条第2項に定める普通決議）を経なければならない。

＜附則＞

- 1 この規則は、令和7年4月30日に制定し、同日から施行する。